

C

令和 6 年

第 1 回 市議会定例会

議案の説明資料

議 案 件 目

第 16 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について……………	5
第 17 号議案	浜松市営住宅条例の一部改正について……………	6
第 18 号議案	浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の 廃止について……………	7
第 19 号議案	浜松市ふるさと北遠振興基金に関する条例の廃止について……………	8
第 20 号議案	浜松市旧春野地域自治区水窪ダム取水工事補償基金に関する条例の 廃止について……………	9
第 21 号議案	有料道路「浜名湖新橋」の料金に関する規定の変更について……………	10
第 22 号議案	浜松市斎場再整備事業に関する契約締結について……………	11
第 23 号議案	第 2 期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 (ToBiO) 運営維持管理事業 に関する契約締結について……………	13
第 24 号議案	浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業 に関する契約の一部変更について……………	15
第 25 号議案	工事請負契約の一部変更について (遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等 整備工事) ……………	17
第 26 号議案	第三都田地区工場用地 7 区画の地盤不良に関する和解について……………	19
第 27 号議案	指定管理者の指定について (浜松アリーナ) ……………	21
第 28 号議案	指定管理者の指定について (浜松市浜北総合体育館ほか 6 施設) ……………	26
第 29 号議案	指定管理者の指定について (浜松市浜松斎場、浜松市雄踏斎場) ……………	31
第 30 号議案	指定管理者の指定について (可美公園施設ほか 4 施設) ……………	33
第 31 号議案	指定管理者の指定について (古橋廣之進記念浜松市総合水泳場) ……………	37
第 32 号議案	から 第 33 号議案 まで 市道路線認定、市道路線変更について……………	39

報 第 1 号	専決処分の承認について (令和5年度浜松市一般会計補正予算(第9号))	40
第 49 号議案	浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市建築審査会条例の 一部改正について	41
第 50 号議案	浜松市印鑑条例の一部改正について	42
第 51 号議案	浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律施行条例の一部改正について	43
第 52 号議案	浜松市浜北文化センター条例の一部改正について	44
第 53 号議案	浜松市職員定数条例の一部改正について	48
第 54 号議案	浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例等の 一部改正について	52
第 55 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について	53
第 56 号議案	浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに 給与に関する条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例の 一部改正について	54
第 57 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	55
第 58 号議案	浜松市手数料条例及び浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する 基準を定める条例の一部改正について	56
第 59 号議案	浜松市根洗学園条例及び浜松市発達医療総合福祉センター条例の 一部改正について	57
第 60 号議案	浜松市介護保険条例の一部改正について	58
第 61 号議案	浜松市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の報告に 関する条例の一部改正について	59
第 62 号議案	浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の 一部改正について	60
第 63 号議案	村櫛漁港管理条例及び浜松市風致地区条例の一部改正について	62
第 64 号議案	浜松市道路占用料等徴収条例の一部改正について	63
第 65 号議案	浜松市水道事業給水条例の一部改正について	64
第 66 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	65
第 67 号議案	浜松市教育センター条例の一部改正について	66

第 68 号議案	浜松市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について……………	67
第 69 号議案	包括外部監査契約締結について……………	69

(第 16 号議案の説明資料)

市民生活課

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

戸籍証明書等について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 3 4 7 号）が制定されたことから、浜松市手数料条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 7 号）で新たに定められた戸籍電子証明書又は除籍電子証明書を交付するための戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を 4 0 0 円、又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を 7 0 0 円とするほか所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行するものです。

(第 17 号議案の説明資料)

住宅課

浜松市営住宅条例の一部改正について

(提案理由)

市営住宅の入居資格の緩和と浜松市公営住宅等長寿命化計画を前倒して芋堀団地を用途廃止するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 市営住宅の入居者の資格として規定する連帯保証人を削除するものです。
  
- 2 芋堀団地の用途廃止に伴い、市営住宅の名称及び位置を定めた別表第 1 の 1 から当該団地の項を削除するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 18 号議案の説明資料)

危機管理課

浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の廃止について

(提案理由)

浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金について、令和 5 年度事業に充当することでその活用が終了することに伴い、条例を廃止するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行するものです。

(第 19 号議案の説明資料)

市民協働・地域政策課

浜松市ふるさと北遠振興基金に関する条例の廃止について

(提案理由)

浜松市ふるさと北遠振興基金について、令和5年度事業に充当することでその活用が終了することに伴い、条例を廃止するものです。

(施行期日)

この条例は、令和6年3月31日から施行するものです。



(第 20 号議案の説明資料)

農地整備課

浜松市旧春野地域自治区水窪ダム取水工事補償基金に関する条例の廃止について

(提案理由)

浜松市旧春野地域自治区水窪ダム取水工事補償基金について、令和 5 年度事業に充当することでその活用が終了することに伴い、条例を廃止するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行するものです。

有料道路「浜名湖新橋」の料金に関する規定の変更について

(提案理由)

有料道路「浜名湖新橋」周辺のイベント等開催時において、交通円滑化を図ることを目的とする通行料金の適宜の設定を可能とするため、静岡県道路公社から道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく有料道路事業の変更に係る同意の申請があったことに伴い、法第 16 条第 2 項の規定により、議会の議決が必要となることから、提案するものです。

(主な変更事項等)

通行料金の適宜の設定

浜名湖新橋周辺のイベント開催時において、交通需要の増加に伴い必要となる交通円滑化を図ることを目的として、償還計画に支障を与えず、当該イベントの実施者等が必要な減収補てんを行う場合は、静岡県道路公社が国土交通省中部地方整備局長へ適用車両、適用期間及び適用後の料金について届出を行うことで、適用車両の通行料金を適宜設定することができることとするものです。

(変更年月日)

国土交通省中部地方整備局長による道路整備特別措置法第 10 条第 4 項に基づく許可の日

浜松市斎場再整備事業に関する契約締結について

(提案理由)

浜松市斎場再整備事業に関する契約締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

(契約の概要)

- 1 契約の内容 浜松斎場・雄踏斎場の設計・施工及び維持管理業務
- 2 契約の種類 WTO一般競争入札（総合評価落札方式）
- 3 契約の相手方 所在地 浜松市中央区板屋町 1 1 1 番地の 2  
名 称 株式会社はまゆうの杜  
代表取締役 松浦 哲
- 4 契約の期間 事業契約締結の日から令和 24 年 3 月 31 日まで  
（設計施工等：事業契約締結日から約 3 年 3 か月間）  
（維持管理：令和 7 年 4 月 1 日から 17 年間）
- 5 契約金額 12,977,541,990 円

(参考)

1 事業の概要

- ・浜松市浜松斎場 浜松市中央区中沢町47番1号  
浜松斎場は、新斎場の設計、建設、既存施設（既存斎場棟・既存火葬棟等）の解体及び撤去並びに跡地整備、維持管理及び運営を行う。
- ・浜松市雄踏斎場 浜松市中央区雄踏町宇布見6098番地の3  
雄踏斎場は、増設棟の設計、建設、既存棟の設備改修、増設棟・既存棟の維持管理及び運営を行う。

2 事業方式

BTO方式（Build：建設 Transfer：所有権の移転 Operate：運営）

3 特別目的会社の概要

(1) 名称

株式会社はまゆうの杜

(2) 設立

令和5年11月30日

(3) 資本金

1,000万円(設立時1,000万円)

(4) 構成企業

代表企業 西松建設株式会社  
株式会社宮本工業所  
株式会社合人社計画研究所  
株式会社五輪  
株式会社中村組  
株式会社林工組  
株式会社石本建築事務所  
株式会社竹下一級建築士事務所  
株式会社フジヤマ

(第 23 号議案の説明資料)

スポーツ振興課

第 2 期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 (ToBiO) 運営維持管理事業に関する  
契約締結について

(提案理由)

第 2 期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 (ToBiO) 運営維持管理事業に関する契約締結  
について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 1 1 年  
法律第 1 1 7 号) 第 1 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

(契約の概要)

- 1 契約の内容 第 2 期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 (ToBiO) 運営維持管理事業
- 2 契約の種類 WTO 一般競争入札 (総合評価落札方式)
- 3 契約の相手方 所在地 浜松市中央区篠原町 2 3 9 8 2 番地の 1  
名 称 浜松ブルーウェーブ株式会社  
代表取締役 鶴田 一彦
- 4 契約の期間 事業契約締結の日から令和 2 0 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約金額 9, 7 0 8, 9 6 6, 5 5 1 円

(参考)

1 事業の概要

古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 浜松市中央区篠原町23982番地の1  
古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 (ToBi0) の改修工事 (設計、施工、工事監理) 及び運営・維持管理を行う。

2 事業方式

RO方式 (Rehabilitate : 改修 Operate : 運営)

3 特別目的会社の概要

(1) 名称

浜松ブルーウェーブ株式会社

(2) 設立

令和5年12月13日

(3) 資本金

2,000万円 (設立時2,000万円)

(4) 構成企業

代表企業 セントラルスポーツ株式会社

構成員 三井住友建設株式会社 静岡支店

東海美装興業株式会社

NECキャピタルソリューション株式会社

株式会社楠山設計

協力企業 株式会社日本水泳振興会

浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業に関する契約  
の一部変更について

(提案理由)

浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業については、平成 30 年 2 月の市議会定例会において議決（第 17 号議案）され、令和 6 年 3 月 31 日までの期間で整備を進めています。また、令和 6 年 4 月より本施設の運営を開始いたします。

契約について一部変更が生じたことに伴い、契約金額に増額変更の必要が生じたため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

(事業概要)

- 1 方式 BTO方式 (Build:建設 Transfer:所有権の移転 Operate:運営)
- 2 事業地 天竜区青谷(小堀谷市有林)地内
- 3 事業の内容
  - (1)敷地造成及びアプローチ道路工事
  - (2)一般廃棄物処理施設の設計・建設
  - (3)敷地、アプローチ道路及び一般廃棄物処理施設の運営・維持管理
- 4 契約期間 平成30年2月27日から令和26年3月31日まで  
建設:約6年間 運営:令和6年4月1日から20年間

(変更契約額)

	施設整備費	施設運営費	合計
変更前	45,168,940,172 円	33,194,597,972 円	78,363,538,144 円
変更後	50,771,902,026 円	43,415,548,198 円	94,187,450,224 円
変更額	5,602,961,854 円	10,220,950,226 円	15,823,912,080 円

(変更理由)

- 1 施設整備費
  - ・環境影響評価現地調査の結果に伴う造成位置の変更
  - ・造成工事における地滑り対策工等の追加
  - ・土質調査結果に伴うアプローチ道路詳細設計の変更
  - ・物価上昇に伴うスライド条項の適用
  - ・ごみピットにおける火災対策施設の増強

## 2 施設運営費

- ・物価上昇に伴う運営事業費の改定
- ・維持管理業務の内容変更

(参考)

### 1 施設の概要

#### (1) 新清掃工場

- ・処理能力 399t/日 (199.5t/日×2系列)
- ・処理方式 シャフト炉式ガス化溶融炉
- ・発電能力 15, 120kW (蒸気タービン発電機) + 100kW (太陽光発電)

#### (2) 新破碎処理センター

- ・処理能力 64t/日 (破碎設備 38t/日 選別設備 26t/日)
- ・処理方式 破碎 (もえないごみ及び粗大ごみ)  
選別 (プラスチック製容器包装)  
保管 (びん類、小型家電、特定品目、マットレス等)

## 2 施設の外観



令和5年11月撮影



(第 25 号議案の説明資料)

交通政策課

工事請負契約の一部変更について（遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事）

(提案理由)

遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事の工事請負契約については、令和 5 年 2 月の市議会定例会において議決（第 69 号議案）され、令和 6 年 3 月 22 日までの工期で工事を進めています。

工事着手前に実施した現場の詳細調査より、地下電力ケーブルが本工事のコンクリート基礎に干渉することが判明したため、コンクリート基礎の位置及び形状の変更が必要となったことから、工事請負金額及び工期の変更契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 工事場所 浜松市中央区八幡町地内
- ・ 工事内容 横断歩道橋工 一式、橋脚耐震補強工 一式  
建築工事 一式、昇降機設備工事 一式、電気設備工事 一式

(変更内容)

工事変更請負契約

	契約金額
変更前	320,430,000 円
変更後	361,285,100 円
変更額	40,855,100 円

(変更理由)

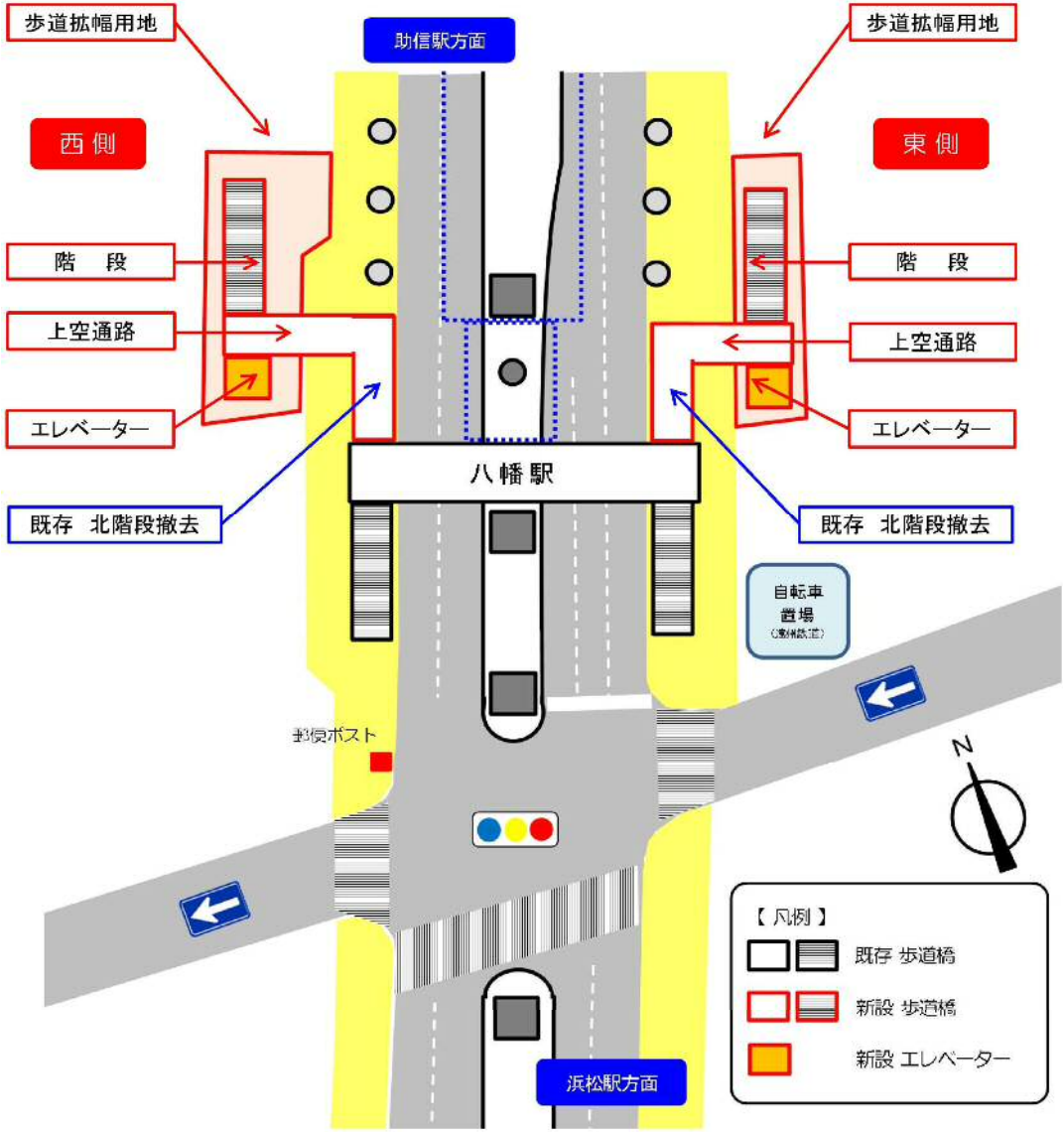
電力地下ケーブルは高圧線であり移設が不可能であることから、コンクリート基礎の位置及び形状変更することで対応せざるを得ないため、工事請負金額の増額及び工期の変更を行うものです。

(参考)

併せて工事期間の変更を行うものです。

	工事期間
変更前	令和 5 年 3 月 18 日から令和 6 年 3 月 22 日まで
変更後	令和 5 年 3 月 18 日から令和 7 年 3 月 21 日まで

【整備イメージ図】八幡駅歩道橋のエレベーター等整備工事



第三都田地区工場用地 7 区画の地盤不良に関する和解について

(提案理由)

令和 3 年度に民間企業へ売却した第三都田地区工場用地 7 区画において、用地内に地盤改良工事が必要となる不良な地層が存在することが判明したことを受け、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、和解について提案するものです。

(経過等)

浜松市が株式会社エフ・シー・シー（買受人）へ令和 4 年 2 月 28 日付け土地売買契約（本件売買契約）により売却した第三都田地区工場用地 7 区画（本件用地）について、買受人が令和 4 年 6 月に建物設計に伴う地盤調査を行ったところ、本件用地内に地盤改良工事が必要となる不良な地層が存在すること（本件地盤不良）が判明しました。その後、買受人は不良な地層の範囲を特定するために令和 5 年 2 月に追加の地盤調査を実施し、市へ地盤改良工事が必要である旨の調査結果を報告し、費用負担を求めました。

市は専門家への相談を踏まえて「本件地盤不良が本件売買契約の契約不適合責任の免責条項に該当するため、市は契約上の履行責任を負わないものの、分譲時の『強固な地盤』という市の説明内容と実態が異なり、売買当事者としての信頼責任を損なっているといえること、今後市が行う工場用地の売却についても影響が生じかねないことも考慮すると、一定の補償はやむを得ない」との結論に至り、買受人との協議を行いました。

このたび、市と買受人は、分譲時の不動産鑑定評価額（＝予定価格）を現在判明している地盤状況を踏まえた評価額に見直し、下落分を負担するという考え方で合意したことから、地盤改良工事への着手を待たずに本件を和解することについて提案するものです。

(和解条項)

- 第 1 条 市は、本件売買契約に係る本件用地の予定価格と、本件地盤不良を踏まえて市が新たに行った本件用地の不動産鑑定評価額との差額に基づき、買受人に対し、本件用地の地盤不良に係る補償金として金 21,059,000 円を支払う。
- 第 2 条 前条の補償金の支払いは、買受人の請求によるものとする。
- 2 前項の規定による請求は、この契約が本契約として成立後、令和 6 年 3 月 31 日までに、買受人が市に請求書を送付することにより行うものとする。
- 3 市は、前項の請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求書に係る補償金を買受人の指定する口座に振り込む方法で支払うものとする。
- 第 3 条 市と買受人は、本件用地の地盤不良に関し、この契約書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(和解の相手方)

静岡県浜松市浜名区細江町中川7000番地の36

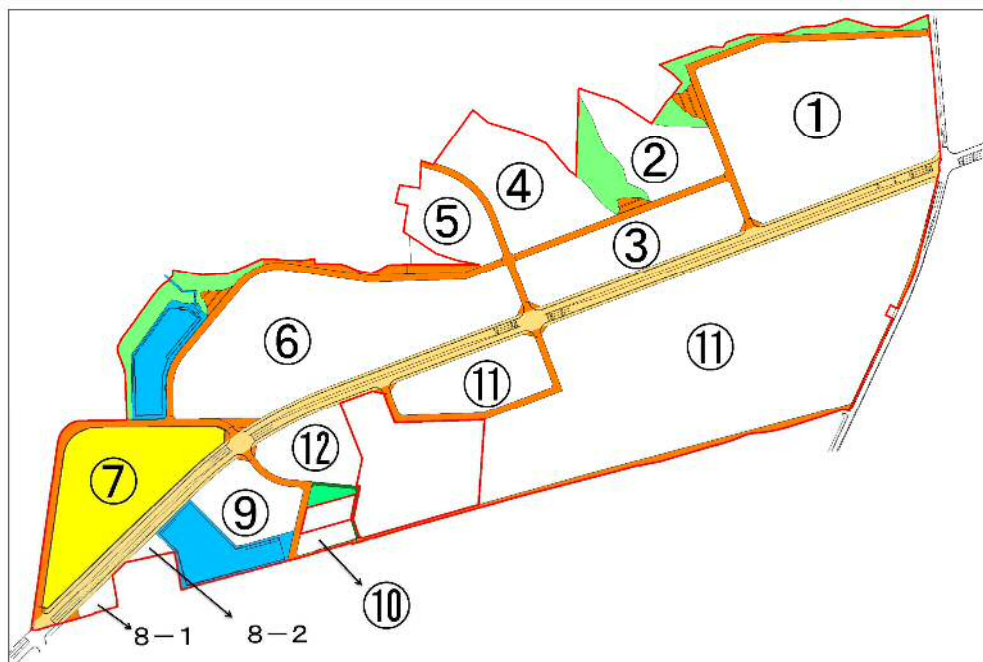
株式会社エフ・シー・シー 代表取締役社長 齋藤 善敬

●第三都田地区工場用地7区画

(位置図)



(拡大図)



指定管理者の指定について（浜松アリーナ）

(提案理由)

浜松アリーナの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区和田町 808 番地の 1

名 称：浜松アリーナ

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区和田町 808 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ

（代表者）浜松市中央区和田町 808 番地の 1

公益財団法人浜松市スポーツ協会

会長 大坪 豊生

（構成員）浜松市中央区和田町 708 番地の 1

東海ビル管理株式会社

代表取締役 高橋 一博

（構成員）浜松市中央区中島一丁目 35 番 16 号

株式会社ステージ・ループ

代表取締役 今田 晴義

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

それぞれの持つノウハウ・技術・人材を最大限活用することで、効率的で適正な施設運営を実現する。

(2) 概要

代表者	<p><u>公益財団法人浜松市スポーツ協会</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設 立：昭和55年3月26日</li><li>・ 基本財産：331,692,036円</li><li>・ 設立目的：浜松市における健康・体力づくりを推進し、アマチュア精神を培い、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の育成に寄与する。</li><li>・ 事業内容：①体育・スポーツ団体の育成強化及び連絡調整に関すること ②体育・スポーツ指導者の資質の向上に関すること ③競技力の向上に関すること ほか</li></ul>
構成員	<p><u>東海ビル管理株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設 立：昭和53年9月1日</li><li>・ 資 本 金：金1,000万円</li><li>・ 事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務 ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施行、保全、保守、管理業務 ③エレベーター、守衛、夜警、電話交換、受付、駐車場、ベッドメイク、管理業務 ほか</li></ul>
構成員	<p><u>株式会社ステージ・ループ</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設 立：昭和57年2月20日</li><li>・ 資 本 金：金1,500万円</li><li>・ 事業内容：①舞台、テレビ、ホール、催事場、映画等の照明、音響、舞台美術、映像に関する設計、設備、施工、制作、運営、管理及び操作 ②上記の照明、音響、舞台美術、映像の器材の販売、貸出、修理 ③CD、DVD、ビデオテープ、ビデオディスクなどへの録音録画、録音録画物の企画・制作・製造および販売 ほか</li></ul>

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ（候補者）
(3) 選定会議	<p>市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会）</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>部会長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長</p> <p>副部会長：鈴木 三男 浜松市市民部次長</p> <p>委員：松野 英男 浜松市スポーツ振興課長</p> <p>委員：平田 隆 浜松市文化財課長</p> <p>委員：枝村 賢美 浜松市中央図書館長</p> <p>委員：田中 啓（第三者委員＝静岡文化芸術大学教授）</p> <p>委員：下位 桂子（第三者委員＝元浜松市社会教育委員会委員長）</p> <p>委員：鈴木 真佐雄（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡協議会副会長）</p> <p>委員：山下 勝志（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2)審査日時 令和5年12月26日（火）</p> <p>(3)選定経過</p> <p>令和5年7月に公募したところ、現在の指定管理者である公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ1者から応募があり、令和5年9月5日（火）に審査及び申請団体による提案説明会を実施し、候補者選定通知を発出したが、予算を超える金額で公募したことが判明したため、市の都合により選定業務を中止した。</p> <p>その後、11月に予算の範囲で再度公募したところ、応募者が無かったため、指定の期間を2年から1年に変更し、現在の指定管理者である公益財団法人浜松市スポーツ協会グループと協議を行い、公募によらず当該団体を指定し審査した。</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者が無かったため、現在の指定管理者と協議し、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第6条に基づき、公募によらず当該団体を候補者として選定した。</li> <li>・施設の設置目的を理解した運営方針が示され、また豊富な管理運営実績もあり、それらを活かした職員が配置された事業提案であった。</li> <li>・インクルーシブスポーツの振興として具体的な事業の提案や考え方が示されていた。</li> </ul> <p>以上の点を評価し、公益財団法人浜松市スポーツ協会グループを選定した。</p>

### 3 提案概要と評価内容

公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ	
提案概要	<p>①スポーツ競技団体と一体となり、国際大会や全国大会、プロスポーツの誘致を図る。</p> <p>②スポーツ振興の最大拠点として「ワンストップで全て相談」できる窓口としてあらゆることに対応していく。</p> <p>③常葉大学と業務提携した新たな事業展開により市民サービスの向上を図る。</p> <p>④これまでにスポーツ協会として取り組んできた実績に加え、市内でインクルーシブスポーツの活動を行っている団体と連携してインクルーシブスポーツの振興を図る。</p>
提案金額	(令和6年度) 156,744,000円
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的を理解した運営方針が示され、また豊富な管理運営実績もあり、それらを活かした職員の配置されており、評価できる。</li> <li>・サービスの質の向上策や利用者満足度を高める具体的な提案がされていた。</li> <li>・インクルーシブスポーツの振興としてこれまでに取り組んできた実績に加えて、体験イベントや普及活動の具体的な提案がされていた。</li> <li>・多岐にわたる自主事業を展開するほか、地元の大学と連携した専門的知識を融合した新しいプログラムが提案されており、スポーツの振興や健康増進に寄与することが期待される。</li> </ul>



4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.3 以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.1
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.1
小 計	6	4.2
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.6 以上）		
(1) 事業の具体的取り組み方	9	6.3
(2) 施設の運営体制・職員の配置	5	3.6
(3) 適正な管理・モニタリング	5	3.3
(4) 安全管理・緊急時への対応	6	3.9
(5) 市民サービスの向上	10	6.8
(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わないインクルーシブスポーツの振興	5	3.3
(7) 環境・地域等への配慮	5	3.2
(8) 平等利用	2	1.3
(9) 自主事業	5	3.3
小 計	52	35.0
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	6	4.0
(2) 施設の運営実績	6	4.3
(3) 団体の地域貢献	6	4.1
小 計	18	12.4
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	1.0
小 計	4	4.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 以上）		
収入計画の妥当性	10	7.3
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10	0
現指定管理期間の実績に基づく加減点		—
合 計	100	62.9

指定管理者の指定について（浜松市浜北総合体育館ほか6施設）

(提案理由)

浜松市浜北総合体育館ほか6施設の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市浜名区平口5042番地の133	浜松市浜北総合体育館
浜松市浜名区平口3071番地の1	浜松市浜北平口サッカー場
浜松市浜名区宮口391番地の5	明神池運動公園
浜松市浜名区宮口4666番地の1	梶池緑地
浜松市浜名区中瀬・永島地先	天竜川運動公園
浜松市浜名区於呂3732番地の1	御馬ヶ池緑地
浜松市浜名区中瀬地先	天竜川大平運動公園

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区和田町808番地の1

名称：公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ

（代表者）浜松市中央区和田町808番地の1

公益財団法人浜松市スポーツ協会

会長 大坪 豊生

（構成員）東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4

三幸株式会社

代表取締役 橋本 有史

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

現指定管理者であり、引き続きグループを編成することにより、専門的知識や今までのノウハウを活かした効率的・効果的な管理運営を行い、より質の高いサービスの提供を図ることを目的とする。

(2) 概要

代表者	<p><u>公益財団法人浜松市スポーツ協会</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・設立：昭和55年3月26日</li><li>・基本財産：331,692,036円</li><li>・設立目的：浜松市における健康・体力づくりを推進し、アマチュア精神を培い、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の育成に寄与するため。</li><li>・事業内容：①体育・スポーツ団体の育成強化及び連絡調整に関すること ②体育・スポーツ指導者の資質の向上に関すること ③競技力の向上に関すること ④市民の健康・体力づくりに関すること ⑤各種競技大会及びスポーツ教室の開催に関すること ほか</li></ul>
構成員	<p><u>三幸株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・設立：昭和30年4月22日</li><li>・資本金：1億円</li><li>・設立目的：次の事業を営むため。</li><li>・事業内容：①ビルメンテナンス業務の経営に関するコンサルティング ②建物の総合保守管理及び各種清掃、環境保全等に関する請負 ③造園、緑化工事及び同管理の請負並びに道路、公園等に屋根施設の清掃業務 ④建物の区分所有等に関する法律の基づく管理者業務 ⑤浄化槽、上下水道等各種装置の保守管理に関する請負 ほか</li></ul>

## 2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ（候補者）
(3) 選定会議	<p>浜北区指定管理者選定会議</p> <p>(1) 選定会議の構成</p> <p>委員長 中村 公彦 浜松市浜北区長</p> <p>副委員長 金原 由直 浜松市浜北区副区長</p> <p>委員 山本 佳弘 浜松市浜北区まちづくり推進課長</p> <p>委員 古川 員巳（第三者委員＝元小学校長）</p> <p>委員 村木 恵子（第三者委員＝施設利用者）</p> <p>委員 柴山 幸司（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2) 審査日時</p> <p>令和5年12月18日（月）</p> <p>午後1時30分～午後3時00分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション）</p> <p>令和5年12月18日（月）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で数多くの指定管理施設を安心・安全に管理運営している実績が評価された。</li> <li>・これまでの経験や実績を活かした提案に加え、市民のスポーツ活動や地域活性化を目指した提案がなされ、市のスポーツ振興に寄与することが期待できる。</li> <li>・インクルーシブスポーツ振興に対する積極的な提案が評価された。</li> <li>・バリエーションに富んだ積極的な自主事業の展開が期待できる。</li> <li>・これらの点を評価した結果、選定基準に規定する条件を満たしたため、候補者として選定した。</li> </ul>

### 3 提案概要と評価内容

公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ	
提案概要	<p>①P D C A マネジメントサイクルによる利用者の増加や安心安全の実現に結び付ける。</p> <p>②各施設業務を熟知し、施設管理に必要な資格を有したスタッフの配置による管理運営。</p> <p>③障がいの有無や年齢、性別等を問わない、インクルーシブスポーツの振興</p> <p>④幅広いニーズに応じた自主事業等プログラムの展開による地域の活性化。</p>
提案金額	<p>(令和6年度) 76,121,000円</p> <p>(令和7年度) 78,126,000円</p> <p>(令和8年度) 76,121,000円</p> <p>(令和9年度) 76,121,000円</p> <p>(令和10年度) 76,121,000円</p> <p>合計 382,610,000円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の特性や設置目的を十分に理解し、特に市民スポーツ活動のすそ野を広げるための幅広い自主事業や、新たなニーズに対応した市民サービスや地域貢献など具体的な提案がなされている。</li> <li>現指定管理者としてこれまでの経験・実績を活かした提案となっており、今後も安定した施設運営が期待できる。</li> <li>市内で数多くの指定管理施設を安心・安全に管理運営している実績が評価できる。</li> <li>インクルーシブスポーツ振興を長年にわたり推進しており、今回も多様かつ啓発的な提案をしており、生涯スポーツの社会の実現につながる期待が持てる。</li> </ul>

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.4 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.3
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.2
小 計	8	6.5
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 27.5 点以上）		
(1) 事業の具体的取り組み方	8	5.8
(2) 施設の管理体制・職員の配置	5	3.4
(3) 適正な管理・モニタリング	5	3.4
(4) 安全管理・緊急時への対応	6	4.1
(5) 市民サービスの向上	9	6.8
(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わない（インクルーシブ）スポーツの振興	5	3.8
(7) 環境・地域等への配慮	5	3.4
(8) 平等利用	2	1.3
(9) 自主事業	5	3.8
小 計	50	35.8
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	6	5.4
(2) 施設の運営実績	6	5.0
(3) 団体の地域貢献	6	4.7
小 計	18	15.1
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.5
小 計	4	3.5
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）		
収支計画の妥当性	10	6.5
小 計	10	6.5
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}} \times \text{配点}$	10	5.0
小 計	10	5.0
現指定期間の実績に基づく加減点		—
合 計		100
		72.4

指定管理者の指定について（浜松市浜松斎場、浜松市雄踏斎場）

(提案理由)

浜松市浜松斎場及び浜松市雄踏斎場の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中央区中沢町 4 7 番 1 号	浜松市浜松斎場
浜松市中央区雄踏町宇布見 6 0 9 8 番地の 3	浜松市雄踏斎場

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区板屋町 1 1 1 番地の 2

名 称：株式会社はまゆうの杜

代表取締役 松浦 哲

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 24 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

株式会社はまゆうの杜

- ・設 立：令和 5 年 1 1 月 3 0 日
- ・資 本 金：1, 0 0 0 万円（設立時 1, 0 0 0 万円）
- ・設立目的：浜松市斎場再整備事業に関する次の業務を営むため。
  - ①施設整備発注業務
  - ②既存施設解体撤去発注業務
  - ③維持管理業務
  - ④運営業務
  - ⑤施設改修発注業務
  - ⑥前各号に附帯関連する一切の業務

## 2 指定管理者の選定の経過・理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定した株式会社はまゆうの杜を指定管理者として指定するものです。



指定管理者の指定について（可美公園施設ほか 4 施設）

(提案理由)

可美公園施設ほか 4 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中央区増楽町 9 2 0 番地の 2	可美公園施設
浜松市中央区新橋町 1 番地の 2	浜松市新橋体育センター
浜松市中央区若林町 1 5 番地の 8	浜松市沖洗運動場
浜松市中央区瓜内町 1 8 2 5 番地	浜松市瓜内スポーツ広場
浜松市中央区大塚町地内安間川河川敷	浜松市大塚グラウンド

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区丸塚町 5 4 1 番地の 2 0

名 称：遠鉄アシスト株式会社

代表取締役 矢田 央生

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

遠鉄アシスト株式会社

- ・設 立：平成 11 年 7 月 21 日
- ・基本財産：4,000 万円
- ・設立目的：下記の事業を営むことを目的とする。
- ・事業内容：①自動車の運転並びに保守管理  
②自動車による旅客及び貨物輸送事業  
③建物・構築物及び付帯設備の管理・清掃並びに警備の請負  
④損害保険代理店業  
⑤労働者派遣事業  
⑥職業紹介事業  
⑦マンションの管理請負業務 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・遠鉄アシスト株式会社（候補者）
(3) 選定会議	南区指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長 鈴木 江利子 浜松市南区長 副委員長 佐藤 一郎 浜松市南区副区長 委員 溝垣 達也 南区区民生活課長 委員 島 一道 南区長寿保険課長 委員 小林 正八 (第三者委員＝施設利用者代表) 委員 藤野 雅巳 (第三者委員＝施設利用者代表) 委員 芳野 大 (第三者委員＝税理士) (2) 審査日時 令和5年11月27日(月) 午後1時30分～午後3時00分 (3) 申請団体による提案説明会(プレゼンテーション) 令和5年11月27日(月)実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害などの安全対策にもしっかり提案されている。</li> <li>・管理運営にあたっての財務計画や経費低減計画が適正である。</li> <li>・施設を長く維持させるための考えが適正である。</li> <li>・グループ会社の強みを活かし、他の施設と連携し、市民サービス向上に効果的かつ効率的な提案である。</li> <li>・幅広い世代で利用ができる魅力ある自主事業を提案している。</li> </ul>

### 3 提案概要と評価内容

遠鉄アシスト株式会社	
提案概要	<p>①いつでも、どこでも、スポーツに親しめる生涯スポーツを推進し、老若男女誰でも参加できる事業を展開する。</p> <p>②公園づくりを通じた生物多様性に関する環境講座や防災に関する講座などを実施する。</p> <p>③施設を管理するだけでなく、市民の交流が図れる事業を通じた、地域社会の貢献や次世代の健全育成を図る。</p> <p>④多様な世代の人が交流できる場を提供しコミュニティ形成を図る。</p>
提案金額	<p>(令和6年度) 110,953,000円</p> <p>(令和7年度) 114,729,000円</p> <p>(令和8年度) 113,807,000円</p> <p>(令和9年度) 113,807,000円</p> <p>(令和10年度) 113,807,000円</p> <p style="text-align: center;">合計 567,103,000円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本社のバックアップ体制が整っている点が評価できる。</li> <li>・ 安全対策について、十分な対策が練られていることが評価できる。</li> <li>・ 適正な管理を行うため、モニタリングを実施する提案があった。</li> <li>・ 自主事業について、様々な提案がされている。</li> <li>・ 市内外の指定管理運営実績に基づき信頼性のある維持管理体制の提案である。</li> <li>・ 積極的に研修や講習会に参加させるなど、人材育成が評価できる。</li> </ul>

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		遠鉄アシスト株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.3 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.6
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.5
小 計	6	5.1
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.6 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方	9	7.7
(2) 施設の管理体制・職員の配置	5	4.4
(3) 適正な管理・モニタリング	5	3.9
(4) 安全管理・緊急時への対応	6	4.2
(5) 市民サービスの向上	10	8.3
(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わないインクルーシブスポーツの振興	5	4.4
(7) 環境・地域等への配慮	5	4.3
(8) 平等利用	2	1.5
(9) 自主事業	5	4.4
小 計	52	43.1
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	6	5.4
(2) 施設の運営実績	6	5.1
(3) 団体の地域貢献	6	5.1
小 計	18	15.6
4 活動拠点に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	2	2.0
(2) 各種認定等の有無	2	1.1
小 計	4	3.1
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）		
収支計画の妥当性	10	8.1
小 計	10	8.1
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10	0
小 計	10	0
合 計	100	75.0
現指定期間の実績に基づく加減点		1.6
総 合 計		76.6

指定管理者の指定について（古橋廣之進記念浜松市総合水泳場）

(提案理由)

古橋廣之進記念浜松市総合水泳場の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区篠原町 2 3 9 8 2 番地の 1

名 称：古橋廣之進記念浜松市総合水泳場

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区篠原町 2 3 9 8 2 番地の 1

名 称：浜松ブルーウェーブ株式会社

代表取締役 鶴田 一彦

3 指定の期間

令和 6 年 5 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

浜松ブルーウェーブ株式会社

・設 立 令和 5 年 12 月 13 日

・資 本 金 金 2, 000 万円

・設立目的 ①第 2 期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBiO）運営維持管理事業（以下、「本件事業」という。）における改修事業

②本件事業における運營業務

③本件事業における維持管理業務

④前各号に附帯関連する一切の業務

2 指定管理者の選定の経過・理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条第 1 項の規定により選定した浜松ブルーウェーブ株式会社を指定管理者として指定するもの。

指定管理者の指定の概要

議案 番号	施設名称	新規 更新	募集 区分	利用 料金 制	指定の 期間	指定管理者	
							前回の状況 (公募単位別)
27	浜松アリーナ	更新	非公募	○	1年	公益財団法人浜松市スポーツ協会 グループ (代表者：(公財)浜松市スポーツ 協会 構成員：東海ビル管理 (株)・(株) ステージ・ルー プ)	公益財団法人浜松市スポーツ協会 グループ (代表者：(公財)浜松市スポーツ 協会 構成員：東海ビル管理 (株)・(株) ステージ・ルー プ)
28	浜松市浜北総合体育館	更新	公募	○	5年	公益財団法人浜松市スポーツ協会 グループ (代表者：(公財)浜松市スポーツ 協会 構成員：三幸(株)・ (株)東京アスレティッククラ ブ・テルウェル西日本(株)東海 支店)	
	浜松市浜北平口サッカー場			○			
	明神池運動公園			○			
	梶池緑地			○			
	天竜川運動公園			×			
	御馬ヶ池緑地			×			
	天竜川大平運動公園			×			
29	浜松市浜松斎場	更新	非公募	×	17年	(株) はまゆうの杜	浜松・浜北・雄踏斎場サークルラ イン (代表者：東海ビル管理(株) 構 成員：富士建設工業(株) 株式会 社宮本工業所
	浜松市雄踏斎場						
30	可美公園施設	更新	公募	○	5年	遠鉄アシスト(株)	遠鉄アシスト(株)
	浜松市新橋体育センター			○			
	浜松市沖洗運動場			×			
	浜松市瓜内スポーツ広場			×			
	浜松市大塚グラウンド			×			
31	古橋廣之進記念浜松市総合 水泳場	更新	非公募	○	13年 11か月	浜松ブルーウェーブ(株)	セントラルスポーツ(株)

## 市道路線認定、市道路線変更について

## (提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条（市町村道の意義及びその路線の認定）及び同法第 10 条（路線の廃止又は変更）の規定に基づき、市道の認定・変更を行うため提案するものであります。

## (提案内容)

## 市道路線の認定・変更

(延長単位：m)

	路線数	実延長
認定	6	344.35
変更	(2)	△278.06
計	6	66.29

△印はマイナス分、()内は路線数の増減に反映しない路線

## 令和 5 年度全市域市道道路状況

(延長単位：m)

	路線数	実延長
令和 5 年 9 月 30 日	23,742	7,575,290.36
認定・変更後	23,748	7,575,356.65

## 区別路線数及び実延長

(延長単位：m)

	令和 5 年 9 月 30 日		認定・変更後	
	路線数	実延長	路線数	実延長
旧 中 区	3,636	888,865.72	3,639	889,067.14
旧 北 区	4,521	1,749,542.02	4,521	1,749,542.02
旧 東 区	2,957	817,975.19	2,958	818,010.19
旧 西 区	4,442	1,239,832.10	4,442	1,239,832.10
旧 南 区	2,586	773,116.21	2,587	773,203.14
旧 浜北区	3,271	856,853.63	3,272	856,596.57
天 竜 区	2,476	1,249,105.49	2,476	1,249,105.49

(報第1号の説明資料)

財政課

専決処分の承認について(令和5年度浜松市一般会計補正予算(第9号))

(報告要旨)

令和6年1月1日の能登半島地震の発生に伴い、今後の珠洲市対口支援などの被災地支援に要する経費をはじめ、今後必要となる対応に迅速に取り組むため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により措置したものを報告し、ご承認をお願いするものです。

(報告及び承認の内容)

1 歳入歳出補正予算額 100,000千円

2 歳入予算 第23款 繰越金  
第1項 繰越金  
第1目 繰越金

3 歳出予算 第13款 予備費  
第1項 予備費  
第1目 予備費

(専決処分日) 令和6年1月23日



(第 49 号議案の説明資料)

デジタル・スマートシティ推進課

浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市建築審査会条例の一部改正について

(提案理由)

書面規制、押印等見直し指針（令和 5 年 3 月改訂）に基づき、署名を求める規定を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 改正条例

- (1) 浜松市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年浜松市条例第 53 号）
- (2) 浜松市建築審査会条例（昭和 41 年浜松市条例第 9 号）

2 内容

- (1) 浜松市固定資産評価審査委員会条例については、行政運営の効率化を図るため、委員会の作成する調書への署名を求める規定を削るものです。
- (2) 浜松市建築審査会条例については、行政運営の効率化を図るため、会長の調整する会議録への署名を廃止することに伴い、会議録に係る規定を削るものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 50 号議案の説明資料)

市民生活課

浜松市印鑑条例の一部改正について

(提案理由)

証明書の相互交付に関する事務委託の廃止に伴い、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

磐田市、袋井市、湖西市及び森町と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止に伴い、事務委託による印鑑登録証明書の交付に関する規定を削除するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行に伴い、引用条項の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- ・「法別表第 1」及び「法別表第 2」を「法別表」に改めるものです。
- ・「法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものです。

## 浜松市浜北文化センター条例の一部改正について

## (提案理由)

浜松市浜北文化センターの利用料金について、施設の大規模改修に伴い、利用者間の公平性の観点から類似施設における料金の差異の解消を行うため、条例の一部を改正するものです。

## (改正内容)

## 利用料金の見直し

類似施設である浜松市市民音楽ホールと同程度の料金基準に統一を図るものです。ただし、現行料金と著しく差異があるため、現行料金の1.5倍を上限とします。

## 【参考】市民音楽ホールと浜北文化センターの利用料金比較

	施設名	ホール名	定員 (人)	平日 (1日当たりの料金)		土日休 (1日当たりの料金)	
				利用料金 (円)	定員1人 当たりの 料金(円)	利用料金 (円)	定員1人 当たりの 料金(円)
	市民音楽ホール	ホール	1,406	160,760	114.34	194,510	138.34
改定前	浜北文化 センター	大ホール	1,208	68,640	56.82	83,160	68.84
改定後				102,960	85.23	124,740	103.26

## (1) ホール等

利用区分		利用料金(円)					
		改定前			改定後		
		9:00- 12:00	13:00- 16:30	17:30- 21:30	9:00- 12:00	13:00- 16:30	17:30- 21:30
大ホール	平日	13,200	23,760	31,680	19,800	35,640	47,520
	土日休日	15,840	29,040	38,280	23,760	43,560	57,420
小ホール	平日	3,960	6,600	8,150	5,940	9,900	12,220
	土日休日	5,280	7,920	9,770	7,920	11,880	14,650
楽屋1号		390	520	660	580	780	990
楽屋2号※		260	340	440	780	1,020	1,320
楽屋3号※		260	340	440	580	690	780
楽屋4号※		390	460	520	460	550	660
楽屋5号※		310	370	440	400	510	660
楽屋6号※		270	340	440	580	780	990
楽屋7号※		390	520	660			

※楽屋2, 3号が統合して楽屋2号になる。以降繰り上がり

利用区分	利用料金(円)			
	改定前		改定後	
	9:00- 21:00 (/1h)	21:00- 21:30	9:00- 21:00 (/1h)	21:00- 21:30
リハーサル室	420	210	630	310
第1練習室	400	200	600	300
第2練習室	270	130	400	200
第3練習室	270	130	400	200

利用区分	利用料金(円)					
	改定前			改定後		
	9:00- 18:00 (/1h)	18:00- 21:00 (/1h)	21:00- 21:30	9:00- 18:00 (/1h)	18:00- 21:00 (/1h)	21:00- 21:30
多目的室	910	990	490	1,360	1,480	740
大会議室	910	990	490	1,360	1,480	740

利用区分	利用料金(円)	
	改定前	改定後
	1日	1日
楽器保管庫	140	210

## (2) 会議室等

利用区分		利用料金(円)			
		改定前		改定後	
		9:00- 21:00 (/1h)	21:00- 21:30	9:00- 21:00 (/1h)	21:00- 21:30
第1会議室	生涯学習関係団体	130	60	200	100
	その他	270	130	400	200
第2会議室	生涯学習関係団体	170	80	260	130
	その他	350	170	520	260
第3会議室	生涯学習関係団体	140	70	210	100
	その他	290	140	430	210
第4会議室	生涯学習関係団体	130	60	200	100
	その他	270	130	400	200
第5会議室	生涯学習関係団体	140	70	210	100
	その他	290	140	430	210
第6会議室	生涯学習関係団体	140	70	210	100
	その他	280	140	420	210
第7会議室	生涯学習関係団体	70	30	100	50
	その他	140	70	210	100
第1和室(全面)	生涯学習関係団体	130	60	200	100
	その他	270	130	400	200
第1和室(半面)	生涯学習関係団体	60	30	100	50
	その他	130	60	200	100
第2和室	生涯学習関係団体	120	60	180	90
	その他	250	120	370	180
文化活動室	生涯学習関係団体	190	90	290	140
	その他	390	190	580	290
談話室	生涯学習関係団体	90	40	130	60
	その他	180	90	270	130
料理工房	生涯学習関係団体	270	130	400	200
	その他	540	270	810	400
音楽室	生涯学習関係団体	80	40	120	60
	その他	170	80	250	120
第1創作工房	生涯学習関係団体	160	80	240	120
	その他	330	160	490	240
第2創作工房	生涯学習関係団体	170	80	250	120
	その他	340	170	510	250
コミュニティ活動室	生涯学習関係団体	290	140	440	220
	その他	590	290	880	440

(施行期日)

この条例は、令和7年7月1日から施行するものです。

(位置図)



(第 53 号議案の説明資料)

人事課

浜松市職員定数条例の一部改正について

(提案理由)

業務の見直し等に伴い、令和 6 年度における一般職の職員定数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 職員定数（第 3 条）

定数を 9, 234 人（旧県費負担教職員移譲分 4, 080 人を含む）に改めるものです。

2 定数外とする職員について（第 4 条）

初任教育期間にある消防の職員を定数外とするものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。



部局別定数の増減

部 局	令和6年度	令和5年度	増減	増減内訳	
				定年引上 以外	定年引上
議 会 事 務 局	22	21	+1	+1	-
市 長 事 務 部 局	3,315	3,279	+36	△11	+47
上 下 水 道 部	247	247	-	△1	+1
選 管 事 務 局	5	5	-	-	-
監 査 事 務 局	13	13	-	-	-
教 育 委 員 会	事務部局の職員及び学校以外の教育機関の職員…① 181	事務部局の職員及び学校以外の教育機関の職員…① 176			
	学校の職員…② 4,521	学校の職員…② 4,504			
	①+② 4,702	①+② 4,680	+22	+11	+11
	(622)	(626)	(△4)	(△15)	(+11)
消 防	897	890	+7	-	+7
農 委 事 務 局	23	23	-	-	-
人事委員会事務局	10	10	-	-	-
計	9,234 (5,154)	9,168 (5,114)	+66 (+40)	0 (△26)	+66 (+66)

※一般職の職員…臨時又は非常勤の職員(臨時的に任用された職員のうち別に定めるものを除く。)を除く。

※括弧は旧県費負担教職員移譲分を除いた定数及び増減

<増減内訳>

1 新たな行政需要・臨時的業務への対応による増 +45

- ① 企画調整業務の充実【企画課】 +1 (措置済み)
- ② 地方自治研究機構への職員派遣【企画課】 +1

- ③ デジタル庁への職員派遣【デジタル・スマートシティ推進課】 + 1
- ④ 産育休取得代替職員等の調整【人事課】 + 1 0
- ⑤ 国勢調査準備業務【文書行政課、各区振興課等】 + 8
- ⑥ 斎場・中央卸売市場・学校施設等整備業務の強化【公共建築課】 + 3
- ⑦ 総務省自治税務局への職員派遣【資産税課】 + 1
- ⑧ 戸籍・住基関連業務の強化【市民生活課】 + 1
- ⑨ 文化施設管理運営業務の強化【創造都市・文化振興課】 + 1
- ⑩ スポーツ施設大規模改修事業の強化【スポーツ振興課】 + 1 (措置済み)
- ⑪ こども計画策定及び進捗管理業務等強化【こども若者政策課】 + 1
- ⑫ 南部清掃工場廃炉業務【廃棄物処理施設課】 + 2
- ⑬ 天竜清掃工場管理業務【天竜清掃事業所】 + 2
- ⑭ 海外展開等支援事業の強化【産業振興課】 + 1
- ⑮ 農業経営基盤強化促進法関連業務の充実【農地利用課】 + 1
- ⑯ 盛土規制法施行に伴う業務強化【土地政策課】 + 2
- ⑰ 天竜浜名湖鉄道への職員派遣【交通政策課】 + 1
- ⑱ 建築基準法等にかかる法適合審査等業務の強化【建築行政課】 + 1
- ⑲ 「浜名湖花博 2024」管理運営業務の充実【緑政課】 + 1
- ⑳ 浜松ウエルネスプロジェクトの強化【ウエルネス推進事業本部】 + 1
- ㉑ 教育総合計画推進事業【教育総務課】 + 1
- ㉒ いじめ問題第三者委員会組織拡充【教育総務課】 + 1
- ㉓ いじめ対応業務の強化【指導課】 + 1
- ㉔ 議員定数検討業務【議事課】 + 1

## 2 事務事業の見直し・事務事業の終了による減 △ 3 0

- ① 静岡県総合防災訓練の終了【危機管理課】 △ 1
- ② 環境省職員派遣終了【環境政策課】 △ 1
- ③ PCB 特措法対応業務の終了【産業廃棄物対策課】 △ 1
- ④ 天竜清掃工場建設業務の終了【廃棄物処理課】 △ 7
- ⑤ C I C japan 職員派遣終了【スタートアップ推進課】 △ 1
- ⑥ 家康プロジェクト推進事業の終了【観光・シティプロモーション課】 △ 7
- ⑦ 臨時的業務の調整【道路保全課】 △ 1
- ⑧ 都市計画法・建築基準法等関連業務の見直し【北部都市整備事務所】 △ 2
- ⑨ 総務省への研修派遣終了【上下水道総務課】 △ 1
- ⑩ I C T教育推進業務の見直し【教育施設課】 △ 1
- ⑪ 夢育やらまいか事業管理運営事業の見直し【指導課】 △ 1
- ⑫ 幼稚園クラス数減に伴う定数減【幼稚園】 △ 6

### 3 アウトソーシングの活用による減 △ 9

- ① 学校用務業務の委託化【小中学校】 △ 3 (△ 2 措置済み)
- ② 学校給食業務の委託化【小中学校】 △ 6

### 4 会計年度任用職員の活用による減 △ 3

- ① 各種届出等関連業務の会計年度任用職員化【北部都市整備事務所】 △ 3

### 5 組織改正に伴う増減 △ 2 3

- ① 中山間地域振興担当課長の新設【市民協働・地域政策課】 + 1 (措置済み)
- ② スポーツ振興担当部長の新設【スポーツ振興課】 + 1 (措置済み)
- ③ 創造都市推進担当課長の廃止【創造都市・文化振興課】 △ 1
- ④ 家庭支援担当課長の新設【子育て支援課】 + 1
- ⑤ 幼児教育・指導担当課長の廃止【幼児教育・保育課】 △ 1
- ⑥ 課の再編に伴う減【幼児教育・保育課】 △ 4 2
- ⑦ 課の再編に伴う増【幼保支援課】 + 2 7
- ⑧ 課の再編に伴う増【幼保運営課】 + 1 6
- ⑨ 資源循環推進担当課長の新設【一般廃棄物対策課】 + 1
- ⑩ 課の統廃合に伴う増【一般廃棄物対策課】 + 1 3
- ⑪ 収集業務担当課長の廃止【廃棄物処理施設課】 △ 1
- ⑫ 新清掃工場建設担当課長の廃止【廃棄物処理施設課】 △ 1
- ⑬ 課の再編に伴う減【廃棄物処理課】 △ 1 2
- ⑭ 課の統廃合に伴う減【南清掃事業所・浜北環境事業所】 △ 8 1
- ⑮ 課の統廃合に伴う増【平和清掃事業所・天竜清掃事業所】 + 6 0
- ⑯ 海外戦略担当課長の廃止【観光・シティプロモーション課】 △ 1
- ⑰ シティプロモーション担当課長の新設【観光・シティプロモーション課】 + 1
- ⑱ 盛土対策担当課長の新設【土地政策課】 + 1
- ⑲ 区再編推進事業本部の廃止【区再編本部】 △ 5

### 6 学級編制の見直し等に伴う増 + 2 6

### 7 定年引上げに伴う増 + 6 6

### 8 区再編に伴う増減 △ 6

- ① コミュニティ担当職員の配置【各区役所】 + 4
- ② 区再編に伴う減【各区役所】 △ 1 0

(第 54 号議案の説明資料)

人事課

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例等の一部改正  
について

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴い、引用条項の整理を行うため条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例  
条例中の「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に改め、  
「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改めるものです。
- 2 浜松市病院事業の設置等に関する条例  
第 7 条中の「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める  
ものです。
- 3 浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例  
第 6 条中の「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改め  
るものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 5 年 9 月 29 日）を踏まえ、採用困難な状況が続いている獣医師を確保するため、初任給調整手当を新設するほか、通勤による環境への負荷の低減を図るための通勤手当の特例期間を延長するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 獣医師に対する初任給調整手当の新設（第 9 条の 2）

採用日から 15 年以内の獣医師に対して、月額 30,000 円を上限に初任給調整手当を支給できるようにするものです。

2 通勤手当の特例の期間の延長（附則第 11 項）

カーボンニュートラルへの推進を引き続き進めるため、通勤による環境への負荷の低減を図るための通勤手当の特例期間を令和 9 年 3 月 31 日まで延長するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当について規定するほか、所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例（第 1 条関係）

(1) 条例名の改正

条例名を「浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給与に関する条例」に改正するものです。

(2) 勤勉手当に関する規定の追加（第 6 条の 2 及び第 7 条第 2 項）

勤勉手当の支給要件、額及び支給方法等に関する規定を追加するものです。

2 浜松市職員の育児休業等に関する条例（第 2 条関係）

育児休業を取得した会計年度任用職員に対して、一般の職員に準じて勤勉手当を支給できるように規定するものです。

3 その他（附則第 3 項から第 5 項まで）

条例名の改正に伴い、他の条例における引用部分を改正する所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

法令等の一部改正に伴い、手数料の規定を追加及び改定するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）及び租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）の一部改正に伴うもの（建築行政課）
  - (1) 別表「土木・建築」の項第 92 号から第 95 号まで及び第 97 号の規定中の「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改めるものです。
  - (2) 別表「土木・建築」の項第 98 号「特定の民間再開発事業認定の申請 31,000」の記載を削り、以降の各号を 1 号ずつ繰り上げるものです。
- 2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正に伴うもの（予防課）
  - (1) 消防法の「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」の設置許可の審査に係る手数料を改正するものです。
  - (2) 高圧ガス保安法の「移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの」の製造許可の審査に係る手数料について、申請に係る設備が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律上の許可を受けた充てん設備（バルクローリー）である場合に、手数料を一律 6,000 円とする規定を追加するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市手数料条例及び浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部改正について

(提案理由)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行により、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）の施行による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する指定介護療養型医療施設について、同法の規定の効力を有する期間が令和 6 年 3 月 31 日までと定められたため、指定介護療養型医療施設に関する規定を削るものです。

(改正内容)

1 浜松市手数料条例

別表「介護保険」欄 (21) 号「指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請 15,000」の記載を削り、以降の各号を 1 号ずつ繰り上げるものです。

2 浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例

第 11 条で定めた指定介護療養型医療施設に関する基準を削るものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。



浜松市根洗学園条例及び浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部改正について

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 6 号）の施行に伴い、児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化及び引用条項の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 浜松市根洗学園条例

(1) 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化

条例第 1 条及び第 2 条中、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改めるものです。

(2) 引用条項の整理

条例第 1 条中、「第 4 3 条第 1 号」を「第 4 3 条」に、第 3 条中の「同条第 6 項」を「同条第 5 項」に改めるものです。

2 浜松市発達医療総合福祉センター条例

(1) 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化

条例第 2 0 条中、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改めるものです。

(2) 引用条項の整理

条例第 2 0 条中、「第 4 3 条第 1 号」を「第 4 3 条」に、「同条第 5 項」を「同条第 4 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 5 項」に、「同条第 7 項」を「同条第 6 項」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市介護保険条例の一部改正について

(提案理由)

令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料について、第 9 期介護保険事業計画に基づく保険料の改定及び介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴う保険料の所得段階判定基準の見直し等を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 介護保険料の改定（第 4 条）

(1) 介護保険料

- ・基準額 年額 70,802 円  
(現行 70,312 円から 490 円の増額)

(2) 所得段階

- ・保険料率を国基準と合わせ、非課税低所得者の料率を軽減するものです。
- ・高所得者については、新たに第 15 段階・第 16 段階の設定とするものです。

(施行期日等)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 61 号議案の説明資料)

障害保健福祉課

浜松市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の報告に関する条例  
の一部改正について

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 0 4 号）により改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）の一部が施行されることに伴い、引用条項の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

条例第 1 条及び第 2 条中、「第 3 8 条の 2 第 3 項」を「第 3 8 条の 2 第 2 項」に改める  
ものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

家庭ごみ有料化制度を実施するにあたり、一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規定の追加及び所要の整備に係る条例の一部改正を行うものです。

(改正内容)

1 対象品目と手数料額（第 3 1 条 2 項、別表 1）

家庭系廃棄物（緑地の保全及び緑化の推進により生じた物、資源物並びに特定の処理を要する物のうち、市長が別に定めるもの並びに連絡ごみを除く。以下同様。）を排出する者から、当該家庭系廃棄物の処分に関する手数料を徴収する規定を設けます。

別表第 1

区分	金額
市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）であって、容量が 45 リットル相当のもの 1 枚につき	45 円
指定袋であって、容量が 30 リットル相当のもの 1 枚につき	30 円
指定袋であって、容量が 20 リットル相当のもの 1 枚につき	20 円
指定袋であって、容量が 10 リットル相当のもの 1 枚につき	10 円

2 手数料の納付時期（第 3 1 条 5 項 3 号）

家庭系廃棄物の手数料は、家庭系廃棄物を排出する前までに納付するものとします。

3 その他

所要の整備を行うものです。

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行するものです。

2 改正後の条例の規定は、施行日以後に収集され、又は搬入される家庭系廃棄物についての処分に関する手数料について適用します。

3 改正後の第 3 1 条第 2 項の規定による徴収及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができるものとします。

(参 考)

改正条文の規定	品目	手数料徴収
—	もえるごみ	有(新規)
—	もえないごみ	有(新規)
「緑地の保全及び緑化の推進により生じた物」	剪定枝・草木類	無
「資源物」	プラスチック製容器包装、びん、かん、ペットボトル	無
「特定の処理を要する物」	特定品目	無
「連絡ごみ」	連絡ごみ	有

(第 63 号議案の説明資料)

農業水産課  
緑政課

村櫛漁港管理条例及び浜松市風致地区条例の一部改正について

(提案理由)

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）の一部改正に伴い、引用する法律の名称を改めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

村櫛漁港管理条例第 1 条及び浜松市風致地区条例第 3 条第 1 項第 2 号中、「漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市道路占用料等徴収条例の一部改正について

(提案理由)

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）が一部改正され、国の道路占用料の一部が改められたことを踏まえ、市の管理する道路の占用料を改めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

道路占用料の額の改正（別表（第 2 条））

道路占用料の額を算定基礎となる地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適正なものとするため、本市の令和 5 年度固定資産税評価額等を基に国の算定基準を準用して算定した額に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 65 号議案の説明資料)

お客さまサービス課

浜松市水道事業給水条例の一部改正について

(提案理由)

水道行政の国土交通省及び環境省への移管に伴い、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 3 6 号）が公布され、水道法中の「厚生労働省令」が「国土交通省令」に改まるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 1 1 条第 1 項中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、第 3 8 条の 2 第 2 項中の「第 1 6 条の 2 第 3 項の厚生労働省令」を「第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。



(第 66 号議案の説明資料)

教職員課

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

通勤による環境への負荷の低減を図るための通勤手当の特例期間を延長するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

カーボンニュートラルへの推進を引き続き進めるため、通勤による環境への負荷の低減を図るための教育職員の通勤手当の特例期間を令和 9 年 3 月 31 日まで延長するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市教育センター条例の一部改正について

(提案理由)

現在、指導課が担っている教科指導業務を教育センターに移管することに伴い、教育センターの分掌事業について、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 移管業務

主に次の業務が指導課から移管されるものです。

- ・学校における教育課程、学習指導に関すること。
- ・学習効果の評価に関すること。
- ・教科用図書の採択及び教材教具の取扱いに関すること。

2 改正内容（第 3 条）

指導課から移管される主な業務を集約し、次のとおり規定を追加するものです。なお具体的な事務内容は浜松市教育センター等業務規則に規定するものです。

- (2) 教育に関する専門的事項の指導、研究、調査等に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認める事業

3 その他

規定の追加に伴う号ずれの対応等、所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について

(提案理由)

市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的に、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

(主な制定内容)

1 市の責務 (第 3 条)

市は、動物の愛護並びに適正な飼養等に関する施策を実施する責務を有することを規定するものです。

2 市民の責務 (第 4 条)

市民は、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならないことを規定するものです。

3 飼い主になろうとする者の責務 (第 5 条)

飼い主になろうとする者は、動物の飼養等に先立ち、飼養等をする生活環境等に適した動物であって、終生飼養ができるものを選ぶよう努めなければならないことを規定するものです。

4 飼い主の責務 (第 6 条)

飼い主は、繁殖防止措置や終生飼養等、動物の適正な飼養等に努めなければならないことを規定するものです。

5 飼い主の遵守事項 (第 7 条)

動物の適正な飼養や人に迷惑をかけない等、飼い主が遵守しなければならない事項を規定するものです。

6 猫の飼い主の遵守事項 (第 13 条)

屋内飼養や繁殖防止措置等、猫の飼い主が遵守しなければならない事項を規定するものです。

7 飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項（第14条）

飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者は、周辺の生活環境を保全し繁殖防止措置を講じるよう努めるとともに、近隣住民の理解を得られるよう努めなければならないことを規定するものです。

8 犬及び猫の譲渡（第15条）

市長は、引き取った犬又は猫について、その飼養等を希望し、かつ、これを適正に飼養等を行うことができることを認める者に譲渡しをするよう努めることを規定するものです。

9 負傷した犬、猫等の治療等（第16条）

市長は、疾病にかかり、又は負傷した犬猫等の動物を収容したときは、治療その他必要な措置を講じるよう努めることを規定するものです。

10 犬又は猫の多頭飼養の届出（第17条）

犬又は猫の飼い主は、同一敷地内にある施設において飼育する犬猫の数が規則で定める数以上となったときは、市長に届け出なければならないことを規定するものです。

11 立入調査等（第20条）

市長は、動物の管理について必要があると認めるときは、職員を動物の飼養等をする場所に立ち入って調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができることを規定するものです。

12 罰則（第27条）

第17条第1項、第2項、第3項についての過料を規定するものです。

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。ただし、多頭飼養の届出の罰則に係る第27条の規定は、令和6年10月1日から施行するものです。

2 次に掲げる条例は廃止するものです。

(1) 浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年浜松市条例第127号）

(2) 浜松市飼い犬条例（昭和40年浜松市条例第22号）

3 この条例の施行の際現に同一敷地内にある施設において飼い犬及び飼い猫の数を合計した数が第17条第1項に規定する規則で定める数以上である飼い主に対する同項の規定の適用については、同項中「その日から30日以内」とあるのは、「令和6年4月30日まで」とするものです。

包括外部監査契約締結について

(提案理由)

地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を持つ外部の専門家による包括外部監査を実施するにあたり、契約の相手方及び契約金額など包括外部監査契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和6年4月1日（終期は令和7年3月31日）
- 3 契約金額 14,616,000円を上限とする額
- 4 費用の算定方法及び支払方法
  - (1) 算定方法 契約に定める基本費用の額及び執務費用の額の合算
  - (2) 支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
  - (1) 住 所 静岡県浜松市中央区板屋町104番地の1
  - (2) 氏 名 内山 昌美
  - (3) 資 格 公認会計士（日本公認会計士協会東海会 静岡県会所属）
  - (4) 所 属 事 務 所 内山公認会計士事務所
  - (5) 事務所の所在地 静岡県浜松市